

29 資第 44 号

平成 29 年 (2017 年) 4 月 27 日

団体代表者 様

長野県環境部資源循環推進課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
改正に伴う変更後の届出様式による届出について (依頼)

日頃より、本県の廃棄物行政につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 5 月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が改正されたことに伴い、保管処分状況等届出書等の各種届出様式が変更されました。

つきましては、新様式での届出について、別添のとおり対象事業者あて依頼しましたので、御了知願います。

なお、会員の皆様から本制度について御照会がありましたら、長野市に所在する事業者については長野市廃棄物対策課あて、それ以外の事業者については最寄りの地域振興局環境課又は県庁資源循環推進課へ確認いただくよう、御助言願います。

様式は以下の県ホームページにもあります。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/pcbhaikibutsu/index.html>

長野県環境部資源循環推進課廃棄物政策係

課長：丸山良雄 担当：三村裕太

電 話 026-235-7187 (直通)

F A X 026-235-7259

電子メール junkan@pref.nagano.jp (課)

haikiseisaku@pref.nagano.jp (係)

29 資第 44 号
平成 29 年 (2017 年) 4 月 27 日

PCB 廃棄物等を保有する事業者 様

資源循環推進課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
改正に伴う変更後の届出様式による届出について (依頼)

日頃より、本県の廃棄物行政につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 5 月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が改正されたことに伴い、保管処分状況等届出書等の各種届出様式が変更されました。

つきましては、別添様式により届出をしていただくようお願い申し上げます。
なお、既に届出を済まされた事業者におかれましては、何卒ご容赦ください。
様式は以下の県ホームページにもあります。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/pcbhaikibutsu/index.html>

<参考>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (抜粋)

第 8 条 保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分 (再生を含む。第二十六条第二項及び第三項を除き、以下同じ。) をする者 (以下「保管事業者等」という。) は、毎年度、環境省令で定めるところにより、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第 19 条 所有事業者は、毎年度、環境省令で定めるところにより、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みの状況に関し、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

資源循環推進課廃棄物政策係

課長：丸山良雄 担当：三村裕太

電 話 026-235-7187

F A X 026-235-7259

電子メール junkan@pref.nagano.jp (課)

haikiseisaku@pref.nagano.jp (係)

PCB 廃棄物等を保有していると思われる
自家用電気工作物設置事業者 様

資源循環推進課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
改正に伴う変更後の届出様式による届出について (依頼)

日頃より、本県の廃棄物行政につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、PCB 廃棄物等保有状況調査については、御協力いただき、PCB 廃棄物等 (PCB 含有不明を含む。) を保有している旨の回答をいただき、併せて御礼申し上げます。

・さて、PCB 廃棄物を保管又は高濃度 PCB 使用製品を所有している事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、毎年度 6 月 30 日までに、前年度における PCB 廃棄物の保管又は高濃度 PCB 使用製品の所有状況について、「PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」を県に提出する義務があります。

つきましては、別添様式により届出をしていただくようお願い申し上げます。

また、該当機器を保有していない場合は、お手数ですが、その旨当課まで御連絡ください。

様式は以下の県ホームページにもあります。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/pcbhaikibutsu/index.html>

なお、既に届出を済まされた事業者におかれましては、何卒ご容赦ください。

<参考>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (抜粋)

第 8 条 保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分 (再生を含む。第二十六条第二項及び第三項を除き、以下同じ。) をする者 (以下「保管事業者等」という。) は、毎年度、環境省令で定めるところにより、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第 19 条 所有事業者は、毎年度、環境省令で定めるところにより、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みの状況に関し、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

資源循環推進課廃棄物政策係

課長：丸山良雄 担当：三村裕太

電 話 026-235-7187

F A X 026-235-7259

電子メール junkan@pref.nagano.jp (課)

haikiseisaku@pref.nagano.jp (係)